

⑧電線路の維持にかかる伐採及び伐採後の造林の届出制度の運用見直しについて

(令和5年12月7日付け5林整計第637号林野庁森林整備部計画課長から電気事業連合会業務部長、送配電網協議会ネットワーク業務部長、送電事業者、特定送配電事業者宛通知)

森林法施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省令第51号)の施行により、電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第4項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者が当該事業の用に供する電線路を同法第39条第1項の技術基準に適合するよう維持するため当該維持の支障となる立木を伐採する場合については、森林法(昭和26年法律249号)第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採造林届出書」という。)の提出は要しないこととされました。

今後の電線路の維持にかかる立木の伐採等に当たっては、特に下記の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

なお、関係事業者には貴殿からご周知願います。

記

- 1 電線路の維持にかかる伐採造林届出書の提出が不要となっても、森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者は、森林法第10条の7の規定に基づき、市町村森林整備計画(「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知)を含む。)に従って森林の施業及び保護を実施すること等森林法をはじめとする関係法令に適合した立木の伐採、造林、作業路の作設等が求められることに変わりはないため、事業者の責任において適切な森林の施業等を実施して下さい。
なお、市町村森林整備計画を遵守していないと認められる場合には、森林法第10条の10に基づく施業の勧告の対象となり得ることにご留意下さい。
- 2 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第14条第1項第2号の「当該維持の支障となる立木を伐採する場合」とは、電線路の周囲(電線路から一般的な樹高程度の幅である25m以内を目安とする。)の立木の成長や傾斜等に伴い、「電気設備の技術基準の解釈」(平成25年3月14日付け20130215商局第4号経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官通知)第79条、第103条、第106条又は第108条に定める植物との接近を防止するための措置が確保できないことにより電線路の維持に支障を及ぼす、又はそのおそれがあるため、これらの立木を伐採する場合(これらの立木の伐採、搬出に附帯する集材路の作設等の作業に伴う伐採を含む。)です。
- 3 電線路の維持のため上記2の目安を超える範囲の立木を伐採する必要がある場合については、伐採を行う前に、十分な時間的余裕をもって、市町村の林務部局に対して、技術的な必要性(例えば、電線路の周囲の立木の樹高が25mを超える、地形条件等から倒木等が生じた際に25mより遠方の立木が電線路に接近するおそれがある等)について説明を行い、伐採造林届出書の提出が不要となるか確認を行うことが有効です(技術的な必要性が認められない伐採を行った場合には、無届伐採として行政指導や伐採の中止命令、刑事告発等の対象となり得ることにご留意下さい。)
- 4 電線路の維持のための伐採の対象となる森林によっては、保安林の指定、森林経営計画の認定、森林法以外の関係法令の制限を受けているなど伐採造林届出書の提出以外の手続が必要な場合があります。また、1haを超える土地の形質変更を行う場合には、都道府県に対して事前の連絡調整が必要です。このため、事業者において十分な確認を行って下さい。
なお、手続の遺漏等を防止する観点から、予め伐採対象箇所について関係する都道府県や市町村に情報提供を行い、必要な指導等を受けることも有効です。
- 5 森林法第5条に基づく地域森林計画の編成等の都道府県や市町村の事務遂行のため、電線路の維持のため実施した立木の伐採について、実績等の情報提供を求められた場合には、協力願います。

以上